

令和6年(2024年)版
市民リサイクル活動の手引き



 熊本市

目次



01	市民リサイクル活動助成金制度とは	1
02	市民リサイクル活動のメリット	1
03	助成品目及び単価	2
04	助成金交付までの流れ	3
05	回収した資源物の引き渡し方	4
06	登録団体の皆様へのお知らせとお願い	6
07	表彰制度	7
08	市民リサイクル活動登録業者	8
09	リサイクル保管庫設置補助金	9
10	お問い合わせ先	11

01 市民リサイクル活動助成金制度とは

制度の概要

市民リサイクル活動を行う自治会・老人会・子ども会等に対し助成金を交付することにより、再資源化等の対象となる物の市民リサイクル活動を活性化し、資源リサイクルの推進を図るとともに、地域コミュニティの形成に寄与することを目的とし、平成4年(1992年)に制定しました。

令和3年(2021年)7月から事業内容をイメージしやすくするため「集団回収」から「市民リサイクル活動」に名称を変更し、運用しています。



団体登録について

助成金交付を受けるためには、あらかじめ市に団体登録をすることが必要です。登録の手続きは、各区役所総務企画課または熊本市廃棄物計画課で随時受け付けています。

登録できる団体

熊本市民で構成され、市内で市民リサイクル活動を行う、**営利を目的としない団体**が対象です。(※年に2回以上回収を行うよう努めてください。)

02 市民リサイクル活動のメリット

✓ リサイクル意識の向上

市民リサイクル活動を行うことで、参加者のリサイクル意識が高まります。また、幼少期の環境学習にもなるため、家庭ごみの減量・リサイクルの推進につながります。



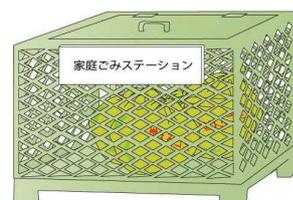
✓ 団体活動資金として有効活用

市からの助成金は、地域の夏祭りや親睦会などの団体活動費として幅広くご活用いただけます。



✓ 資源物の持ち去り防止

ごみステーションへ出される資源物が減るため、資源物の持ち去り行為防止につながります。



03 助成品目及び単価

①助成品目及び単価（回収量助成金）

種 類	品 目	助成金単価
古紙類	新聞紙、雑紙、段ボール及び紙パック(500ml以上のものに限る)	7 円/kg
ガラスびん類 (再使用可能なびん)	一升びん	7 円/本 ※1本は1kgと換算
	ビールびん、リターナブル※びんなど ※回収後、洗浄し再び中身を詰めて商品化されるびん	3.5 円/本 ※1本は0.5kgと換算
金属類	アルミ類、スチール類 (市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る)	7 円/kg
布 類	古着等	7 円/kg

②実施月数による助成金（月数助成金）

1月から12月までの期間の実施月数に応じて
次の算式により助成金を交付

実施月数 × 1,000円

※上限額12,000円/年

③交付される助成金の総額

助成金額③ = 回収量助成金① + 実施月数助成金②

04 助成金交付までの流れ

STEP1

✓ 市民リサイクル活動の実施

登録団体による資源物回収を行う。



町内や団体内で十分に周知し、できるだけ多くの資源物が集まるように工夫しましょう。（リサイクル保管庫の活用もgood）

STEP2

✓ 登録業者への引き渡し

登録業者から受領書（計量・計算書）を受け取り、申請時期まで保管しておく。



計量・計算書受領時の注意

回収量、買取金額等の記載内容及び

登録業者の印鑑の有無等の確認をしましょう。

※計量・計算書の原本は申請時に市へ提出してください。

STEP3

✓ 市役所へ実績報告・助成金の交付申請

申請時期に、登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので、**翌年1月15日までに**窓口にて申請してください。

※1月から12月までに実施した回収活動について、まとめて年に1回受付を行います。

（令和5年度から取り扱いが変更になりました）



提出書類

- ・市民リサイクル活動助成金交付申請書（様式第8号）
- ・実績報告書（様式第9号）
- ・請求委任書・受領委任書（様式第10号）
- ・登録業者からの計量・計算書（原本）
- ・振込通帳のコピー（表紙及び見開き部分をご提出ください）

STEP4

✓ 助成金の交付（お支払い）

申請書内容を審査し、指定の口座へ振り込み【2月末予定】



団体の代表者の方へ「交付決定通知書」及び「口座振込のご案内」の文書をお送りしますので、交付決定金額をご確認いただき、振込日以降に、通帳の記帳等で確認をお願いします。

※申請時のお届け口座内容等に不備があった場合は、振込みの手続きが遅れますのでご了承ください。

05 回収した資源物の引き渡し方

💡 回収した資源物は、業者に引き渡しましょう。

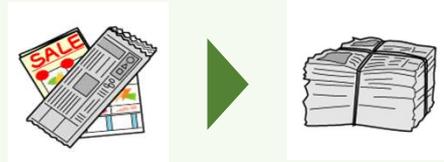
資源物の引き取り方は登録業者によって異なりますので、収集方法や引取り単価等も含め資源物の出し方について回収を依頼する登録業者に確認しましょう。

※紹介するのは、一般的な引き渡しの一例です。

古紙類

■新聞紙

新聞紙に入っている折込チラシはそのまま
→まとめて十字に縛る



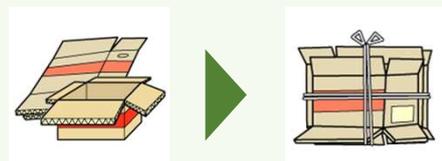
■雑紙

雑誌、本、菓子箱、包装紙、封筒など
→まとめて十字に縛る
→もしくは、紙袋に入れて中が出ないように縛って出す



■段ボール

ダンボールのみ
→まとめて十字に縛る



紙パック類

■紙パック (500ml以上に限る)

洗って開き、
乾燥させた後まとめて縛る



⚠️ 回収できないもの

- ・500ml未満の紙パック
- ・汚れやカビがひどいもの
- ・プラスチック等の注ぎ口がついているもの
- ・内側がアルミコーティングされているもの

金属類

アルミ・スチール・その他金属類

■缶類（アルミ缶・スチール缶）

軽くすすぎ、アルミ類とスチール類に分別する



■その他金属類（なべ類・自転車・ガス缶・スプレー缶等）



引き渡し時の注意点

- ・缶類、なべ類、自転車に分別する
- ・缶類、なべ類は軽くすすぐ
- ・ガス缶等は穴あけが必要か業者に確認

⚠ 市が資源物として定期収集を行わない金属類（埋立ごみや大型ごみに該当するものなどでガス缶・スプレー缶を除く）は助成金の対象外です。

びん類

■ガラスびん（再使用可能なもの）

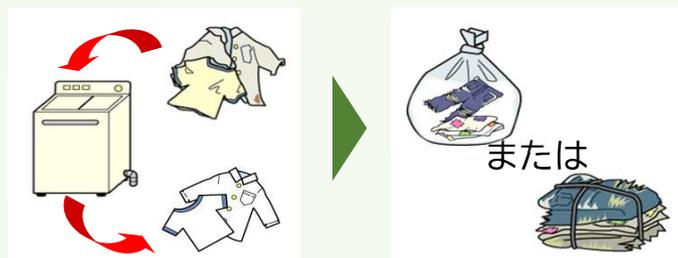
軽くすすぎ、びんの種類別（一升びん、ビールびん、リターナブルびん等）に分別する



布類

■古着（下着や靴下は不可）

洗濯し、袋に入れるか十字に縛る



06 登録団体の皆様へのお知らせとお願い

✓活動は「ごみステーション以外」の場所で！

市民リサイクル目的でもごみステーションから資源物の回収を行うと、条例違反になります。

- ・市民リサイクル活動は、できるだけ「ごみステーション以外」の場所で行いましょう。
- ・定期収集日（他のごみの収集日含む）には、ごみステーションを回収の場所として使用しないでください。

⚠市民の方から市民リサイクル活動の手法についてのお問い合わせが増加しています。活動への参加は任意のため、十分な周知と適正な運用をよろしくお願いいたします。

✓資源物の引取り単価は変動します！

- ・登録業者の引取り単価は、引取依頼内容（収集の形態、回収量等）によって違います。回収した資源物は、登録業者（P8参照）であれば事前にお届けのあった登録業者以外の業者でも引き渡しが可能で、品目ごとに別の登録業者に引渡しても助成金の対象になりますので、直接連絡して引取り単価について尋ねてみてはいかがでしょうか。
- ・市民リサイクル活動で回収した資源物を登録団体が自ら持ち込むことによって、登録業者が収集に要する燃料費等の諸経費が発生しないため、引取り単価が変わる場合があります。登録業者に持ち込み時の単価等を確認し、直接持ち込んでみてはいかがでしょうか。回収量が少ないと引き取ってもらえない場合もあるようです。事前に業者に確認してみましょう。

✓登録事項に変更があった際は速やかに届出を！

- ・代表者の変更や実施主体の変更等による団体名の変更など、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（様式第6号）を提出してください。
※提出は郵送・メール・FAXのいずれか
- ・様式をお持ちでない場合は、市ホームページからダウンロードいただくか、各担当課までご連絡ください。
※登録事項変更届の提出漏れにより、申請書類が現在の代表者へ届かない等の不備が毎年生じております。
場合によっては助成金の申請ができないこともありますのでご注意ください。

07 表彰制度

地域コミュニティの活性化や資源物の回収量の増加を図るため、回収量の多い団体等にエコグッズ等や感謝状を贈呈します。

対象となる団体の基準

基準1

各カテゴリーごと（自治会、子ども会等）で年間回収量が多い上位3団体

基準2

新規登録団体の中で1か月間の平均回収量が多い上位3団体（基準1に該当した団体は除く）

基準3

年間実施回数の内1回あたりの平均回収量が多い上位3団体（基準1、2に該当した団体は除く）



記念品（エコグッズ等のイメージ）
※年度によって品物等は異なります。

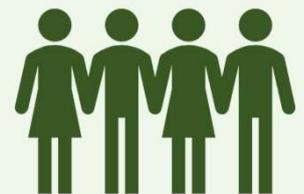
ボランティア保険制度

熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えています。

万が一、活動中に事故等が起きた際は、廃棄物計画課まで速やかにご報告ください。

※事故の状況等が分かる資料の提出が別途必要になります。

※制度の詳細は熊本市地域活動推進課（☎328-2036）まで



(令和6年(2024年)7月現在)

地区	登録業者	電話番号	事業所所在地
東区	有価物回収協業組合 石坂グループ本社	389-5501	熊本市東区戸島町2874
	株式会社 ネムラエコワークス 小山工場	389-3030	熊本市東区小山7丁目4-54
	大和紙料株式会社 熊本リサイクルセンター	292-7210	熊本市東区御領6丁目3-50
西区	株式会社 アースT・K	342-4787	熊本市西区城山半田3丁目5-29
	有価物回収協業組合 石坂グループ西部事業所	389-5501	熊本市西区上代7丁目28-11
	有限会社 馬場商店	352-0113	熊本市西区上熊本2丁目1-46
	有限会社 平井商会	276-0144	熊本市西区河内町船津2048
南区	社会福祉法人 環友會	325-0007	熊本市南区近見9丁目10番50号
	有限会社 熊本ウエス川野商店	357-6631	熊本市南区富合町南田尻950-1
	株式会社 熊本市リサイクル事業センター	357-0070	熊本市南区近見8丁目8-35
	有限会社 クリンケア産業	379-7011	熊本市南区流通団地2丁目10番地
	(有)大和観光資源開発	358-3730	熊本市南区富合町田尻427-1
	株式会社 田中商店	378-0310	熊本市南区良町5丁目22-26
	株式会社 西原商店	378-0657	熊本市南区流通団地1丁目50番地
	株式会社 西原商店 城南営業所	0964-28-5210	熊本市南区城南町下宮地903番地
	有限会社 都環境開発サービスセンター	353-2906	熊本市南区近見8丁目13-92
	有限会社 森山商店	228-4956	熊本市南区銭塘町211-1
	山口資源㈱ くまもと山源営業所	0964-28-2230	熊本市南区城南町隈庄401番地
株式会社 龍紙材	378-1001	熊本市南区出仲間1丁目2-53	
北区	アトム回収社	273-2045	熊本市北区植木町滴水661-1
	有限会社 オー・エス収集センター	245-0110	熊本市北区楠野町1046-2
	富田商店	090-8398-7236	熊本市北区楠野町136-2
	株式会社 永野商店	343-4970	熊本市北区室園町10-22
	株式会社 中山商店	272-0100	熊本市北区植木町投刀塚15
	株式会社 星山商店	338-6421	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5-76
	有限会社 RiverField	344-6668	熊本市北区四方寄町302
市外	有価物回収協業組合 石坂グループ大津事業所	389-5501	菊池郡大津町杉水3746
	有限会社 緒方清掃 宇土リサイクルセンター	0964-23-2518	宇土市新開町東開1895-32
	河内商店	286-1569	上益城郡益城町木山759
	有限会社 クリーン健康社	0968-43-6348	山鹿市鍋田1507-2
	有限会社 升富	242-1057	熊本県合志市須屋2286-1
	有限会社 熊南金属	282-2752	上益城郡御船町大字高木1841-2

制度の概要

市民リサイクル活動の推進を図るため、市民リサイクルによって回収された資源物を保管する「保管庫」の設置及び購入に対して補助金を交付します。



交付対象となる保管庫

下記の要件をいづれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

補助金の額

設置費用(消費税を含む)の2分の1 (上限額：100,000円)

※設置物の保証料や、既存土地の整地、建て替えによる既存倉庫の処分料などは補助対象事業費の対象外となります。

※過去に補助金の交付を受けた団体については、上限額から過去に交付した補助金額を差し引いた額を上限とします。

交付の条件

- (1) 「熊本市市民リサイクル活動登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適性に行うこと。
- (3) 市民リサイクル活動の資源物保管以外の目的に使用しないこと。



保管庫設置時の注意

- ・リサイクル保管庫の補助金を申請する際は、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾が必要です。



Q. 使用承諾書はどんなものが必要ですか？

A. 土地の登記簿謄本に記載された所有者が、登録団体が設置及び使用することについて承諾する旨の書類であれば様式は問いません。

※双方の意思確認として、必ず押印をお願いします。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう♪

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

STEP1

✓ 補助金活用の意思確認

補助金を活用し保管庫を設置したいときは、設置する前にまず担当課へご連絡ください。

💡 予算に限りがあり、先着順ですので補助金の交付を受けられないことがあります。

STEP2

✓ 交付申請書の提出

担当課で交付についての案内を受けた場合は、以下の関係書類を添付し交付申請書を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・保管庫設置に係る見積書
- ・設置場所の位置案内図（公図）
- ・土地の登記簿謄本（発行から1年以内のもの）
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権限を有する者の承諾書

STEP3

✓ 交付決定及び交付決定通知書の送付

申請書類を確認後、交付決定通知書を送付します。



提出書類に不備がある場合は、担当課からご連絡し追加書類のご提出をお願いすることがあります。

✓ 保管庫の購入及び設置

交付決定を受けたら、保管庫を購入し設置してください。



交付決定通知書を受け取ってから購入を開始してください。

STEP4

✓ 完了届及び請求書の提出

保管庫の設置完了後、以下の書類を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第7号）
- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第9号）
- ・領収書
- ・設置完了後の写真
- ・支払先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分をご提出ください）

STEP5

✓ 補助金の交付（お支払い）

提出書類の確認後、指定の口座へ補助金をお振り込みします。

10 お問い合わせ先

市民リサイクル活動の制度等について

熊本市廃棄物計画課 地域支援班（本庁舎7階）

電話：096-328-2359

FAX：096-359-9945

メール：haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市ホームページ [市民リサイクル活動](#) で検索

交付申請書その他関係資料の提出先について

提出先	連絡先	住所
廃棄物計画課 地域支援班	328-2359	中央区手取本町1-1(7階)
中央区役所 総務企画課 環境班	328-2610	中央区手取本町1-1(1階)
東区役所 総務企画課 環境班	367-9121	東区東本町16-30 (2階)
西区役所 総務企画課 環境班	329-1142	西区小島2丁目7-1 (2階)
南区役所 総務企画課 環境班	357-4112	南区富合町清藤405-3 (2階)
北区役所 総務企画課 環境班	272-1112	北区植木町岩野238-1 (2階)

✓ 関係書類の提出の際は・・・

- ・窓口持参の場合は、上記担当課のどちらでもご提出いただけます。
- ・登録事項変更届（様式第6号）はFAX、メールでも提出可能です。

令和6年（2024年）7月改訂
熊本市環境局 廃棄物計画課